

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)
河原社会保険労務士事務所 河原 清市
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554
メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書と税の法改正

源泉所得税の甲欄、乙欄の話の前に、源泉所得税の仕組みをご説明します。源泉所得税とは、会社員などの給与所得者の所得税の徴収の仕組みです。会社が従業員に毎月の給与を支給する際、各人の所得税を天引きし、従業員の全員分を一括して会社が税務署に納付します。

この徴収する金額は、税務署が発行する源泉徴収税額表に基づき、徴収されます。ただし、ここでの天引き徴収された所得税は、あくまで見積り金額です。ですから、年末に年末調整で正しい所得税額を算出し、精算されます。

源泉徴収税額表は、給与の支給金額ごとに徴収する税額が記載されていますが、もう一つ支給金額以外に区分されているものがあります。それが「甲欄」「乙欄」という区分です。

甲欄と乙欄の違い この「甲欄」「乙欄」の区分は、源泉所得税を徴収する会社が、給与の支給を受ける従業員にとって、主たる給与の支払先か、従たる給与の支払先によって変わってきます。主たる給与の支払先に該当する会社は、源泉所得税を「甲欄」で徴収し、従たる給与の支払先は「乙欄」で徴収することになります。給与の支給を受ける従業員が「扶養控除等申告書」を提出しているかどうかによります。つまり、従業員から「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出してもらっている会社は、主たる給与の支払先となります。「給与所得者の扶養控除等申告書」をどちらの会社に提出するかは、その本人の判断次第です。ただし、この「給与所得者の扶養控除等申告書」は1か所にしか提出することはできません。扶養控除等申告書」の提出がなければ乙欄で徴収しなければならなくなります。

例えば、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 10 万円で扶養親族等の数が 0 人の時は、甲欄では、720 円に対して、乙欄では 3,600 円を支払わなければなりません。20 万円の時は甲欄は 4,770 円に対して、乙欄では 20,900 円になります。そこで、ぜひ採用時に給与所得者の扶養控除等申告書の提出をする場合としない場合をちゃんと説明が大切です。

ふるさと納税について 個人が都道府県、市町村に対して寄付をした場合、その金額から 2,000 円を超える部分について所得税、個人住民税から全額が控除されるシステムです。例 年収 700 万の給与所得者(所得税率 20%)の人が 30,000 円小川町に寄付した場合は、

- ①所得税 (30,000 円-2,000 円)×20%=5,600 円
- ②住民税(基本文) (30,000 円-2,000 円)×10%(県税 4%町税 6%)=2,800 円
- ③住民税(特例分) (30,000 円-2,000 円)×(100%-10%-20%)=19,600 円

①②③より合計 28,000 円が控除されます。なお、確定申告が不要な給与所得者に対して、ワンストップで申請手続きが可能になっています。(ふるさと納税先に特例申請することで完了します。)

夫の合計所得金額 900 万円以下の場合で、妻の収入と所得税、住民税、社会保険の扶養の範囲

妻の収入金額	妻の税金			夫も配偶者控除		夫の社会保険の扶養家族
	所得税	住民税		配偶者控除	配偶者特別控除	
		所得割	均等割			
93 万円以下	非課税	非課税	非課税	○		○
93 万超 100 万	非課税	非課税	5,000 円	○		○
100 万超 103 万 注 1	非課税	課税	課税	○		○
103 万超 130 万	課税	課税	課税	×	○	△ 注意 2
130 万超 150 万	課税	課税	課税	×	○	×
150 万超 201 万	課税	課税	課税	×	○通減ていげん	×
201 万超	課税	課税	課税	×	×	×

注 1 基礎控除の所得税控除 48 万(38 万) + 給与所得控除 55 万(65 万円) = 103 万円(2019 年 103 万)

注 2 従業員 501 人以上の企業で、労働時間が週 20 時間以上で、雇用期間が 1 年以上あり月額 8.8 万円以上の収入があるパート労働者は社会保険に加入をしなければならない。年額だと 106 万円以上と考えられる。

令和 2 年の控除額の見直し

①基礎控除について 個人の所得控除が 38 万円から 48 万円に引き上げられました。

②給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられることになりました。

③公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられることになりました。

ア.65 歳未満の場合 公的年金の収入金額 200 万円で、公的年金以外の収入が 1,000 万円以下の場合は、 $200 \text{ 万円} \times 25\% + 27.5 \text{ 万} (2019 \text{ 年 } 37.5) = 50 \text{ 万} + 27.5 = 77.5 \text{ 万}$ の控除になります。

イ.65 歳以上の場合は、公的年金が 330 万円以下で公的年金以外の収入が 1,000 万円以下の場合は、120 万円から 110 万円に減額されました。